

# 四半期報告書

(第119期第3四半期)

自 平成21年10月1日  
至 平成21年12月31日

**飯野海運株式会社**

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

# 目 次

頁

表 紙

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

### 第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3

### 第3 設備の状況

### 第4 提出会社の状況

#### 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	14
(2) 新株予約権等の状況	14
(3) ライツプランの内容	14
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	14
(5) 大株主の状況	14
(6) 議決権の状況	15

#### 2 株価の推移

#### 3 役員の状況

### 第5 経理の状況

#### 1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結損益計算書	17
(2) 四半期連結貸借対照表	19
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	21

#### 2 その他

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月9日
【四半期会計期間】	第119期第3四半期（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）
【会社名】	飯野海運株式会社
【英訳名】	IINO KAIUN KAISHA, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉本勝之 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
【本店の所在の場所】	（上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の最寄りの連絡場所で行っております。）
【電話番号】	—
【事務連絡者氏名】	—
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝公園一丁目7番13号 芝大門フロントビル
【電話番号】	東京（5408）0447
【事務連絡者氏名】	経理グループリーダー 岡田明彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第118期 第3四半期連結 累計期間	第119期 第3四半期連結 累計期間	第118期 第3四半期連結 会計期間	第119期 第3四半期連結 会計期間	第118期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高（百万円）	75,000	57,425	23,778	19,626	94,496
経常利益（百万円）	9,108	1,079	2,282	104	11,256
四半期（当期）純利益 又は四半期純損失（△） （百万円）	5,630	△1,203	857	△1,811	5,605
純資産額（百万円）	-	-	54,417	50,992	53,395
総資産額（百万円）	-	-	172,925	181,671	175,808
1株当たり純資産額（円）	-	-	505.92	473.16	497.64
1株当たり四半期（当期）純 利益金額又は1株当たり四半 期純損失金額（△）（円）	51.45	△11.28	7.85	△16.98	51.54
潜在株式調整後1株当たり四 半期（当期）純利益金額 （円）	-	-	-	-	-
自己資本比率（％）	-	-	31.2	27.8	30.2
営業活動による キャッシュ・フロー （百万円）	3,831	9,013	-	-	8,648
投資活動による キャッシュ・フロー （百万円）	△3,072	△15,720	-	-	△10,591
財務活動による キャッシュ・フロー （百万円）	△472	6,111	-	-	4,020
現金及び現金同等物の四半期 末（期末）残高（百万円）	-	-	9,218	10,370	11,087
従業員数（名）	-	-	626	621	618

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（名）	621（15）
---------	---------

- (注) 1. 従業員数は嘱託社員を含めた就業人員であります。  
2. 従業員数欄の（ ）内に、臨時従業員数を外数で記載しております。  
3. 臨時従業員にはアルバイト従業員を含み、派遣社員を除いております。

### (2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（名）	137
---------	-----

- (注) 1. 従業員数は嘱託社員を含めた就業人員であります。  
2. 従業員数には、他社出向在籍者は含まれておりません。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは海運業及び不動産業を主たる事業としております。従いまして、生産及び受注は行っておりませんので事業の種類別売上高については「4. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー状況の分析」に含めて記載しております。

### 2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

記載すべき事項はありません。

### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間(以下当第3四半期という)の世界経済は、各国の景気刺激策の効果もあり、中国をはじめとするアジアを中心に景気持ち直しの動きが広がっておりますが、日米欧の実体経済は引き続き深刻な状況にあり、信用収縮や雇用の悪化等により景気低迷が長期化するリスクが依然として残っております。米国では、政府による大型景気対策などにより、住宅市場や個人消費の持ち直しの動きに加え、設備投資にも下げ止まりの兆しが見られるなど、一部に明るさが見えますが、失業率が10%台の高水準で推移するなど、景気低迷の長期化が懸念されます。ユーロ圏及び英国では、政策効果による内需の下支えや外需の持ち直しから景気は緩やかながら改善しておりますが、失業率が高水準で推移しており、引き続き深刻な状況にあります。中国では、政府の景気刺激策の効果もあり、個人消費や固定資産投資の高い伸びが続いていることや、輸出が持ち直しつつあることから、景気は回復しております。中国を除くアジアにおいても景気刺激策の効果や中国向け輸出の増加を背景に、総じて回復しつつあります。わが国の景気は、アジア向け輸出の増加や在庫調整の進展による生産の回復に加え、個人消費も緩やかに回復していることなどから持ち直しの動きが続いておりますが、雇用情勢の悪化やデフレの進行、円高(期中平均：\$1=¥89.49前年同期比9.68円高)などから、依然として厳しい状況が続いております。

このような事業環境下、海運業と不動産業を合わせた当社グループの当第3四半期の売上高は196億26百万円(前年同期比17.5%減)、営業利益は7億51百万円(前年同期比74.9%減)、経常利益は1億4百万円(前年同期比95.5%減)、四半期純損失は繰延税金資産の取崩を行ったことなどにより18億11百万円(前年同期 四半期純利益8億57百万円)となりました。

セグメント別の業績は、次の通りです。

#### ①海運業

当第3四半期の海運市況は、次の通りです。

原油・プロダクトタンカー市況は、洋上貯蔵に使用される船舶も多数あったものの、原油・石油製品の需要が回復していないことに加え新造船の供給圧力もあり、船腹需給の引き締めには至らず、弱含みで推移しました。

ケミカルタンカー市況は、石油化学製品の海上輸送量が緩やかながら増加したことや長距離のスポット輸送が堅調であったことから船腹需給が引き締まり小幅ながら運賃が上昇しましたが、円高や燃料油の高騰を補うには至らず低調に推移しました。特に大西洋水域では欧米各国の石油化学製品の需要が回復せず、荷動きが減少しております。

ばら積み船市況は、ケーブサイズは乱高下したもののパナマックス以下の船型では穀物及び石炭の輸送需要に支えられ堅調に推移いたしました。

当社グループの海運各部門の売上高内訳は次の通りです。

オイルタンカー部門は、支配船腹のほとんどを中長期契約へ継続投入しており、売上高は22億8百万円となりました。

ケミカルタンカー部門は、トラブル発生により低下していた中東のプラントの稼働が回復し、アジアの石油化学製品需要も持ち直したことから徐々に輸送需要は回復しました。しかし、スポット貨物を集荷する際に荷待ちが発生し航海日数が延びた影響で、売上高は75億25百万円となりました。

大型ガスタンカー部門は、LPG船及びLNG船共に中長期契約への投入を継続しておりますが、LPG船において市況低迷下での契約更改があったため、売上高は15億43百万円となりました。

小型ガスタンカー部門は、内航では荷動きが低調であったLPGと比べ好調であった石油化学ガスのスポット貨物を内外併用船で積極的に取り込みました。近海では支配船腹の多くを中長期の契約に投入し、安定収益を確保しております。この結果、売上高は20億44百万円となりました。

貨物船部門は、製紙会社向け木材チップ及び電力会社向け石炭輸送の専用船の安定収益と、コスト競争力のある支配船を数量輸送契約やスポット契約に投入することで収益を確保し、売上高は43億56百万円となりました。

これらに、その他海運業部門の売上高7億24百万円を加え、海運業の売上高は183億66百万円(前年同期比16.9%減)、営業利益は5億43百万円(前年同期比80.7%減)となりました。

## ②不動産業

当第3四半期の東京地区オフィスビル市況は、企業収益の悪化に伴うオフィス縮小の動きから空室率が上昇し、テナントの獲得競争によりオフィス賃料の下落傾向が続くなど市況は厳しさを増しました。しかしながら、オフィス縮小の動きが弱まっていることから空室率の上昇とオフィス賃料の下落は一時期に比べ緩やかになってきており、底打ち気配も感じられます。

当社グループの不動産各部門の売上高内訳は次の通りです。

賃貸ビル部門では一部のビルでテナントの退去があったものの、賃料及び空室率に大きな変化はなく売上高は10億17百万円となりました。また、飯野ビルの建替えにつきましてはビルの建設工事が計画通りに進展しており、平成23年6月末の開業を予定しています。

不動産関連事業部門では、出版物の発行部数減少や広告宣伝費削減によりスタジオの稼働率が低下し、売上高は2億53百万円となりました。

これらの結果、不動産業の売上高は12億64百万円(前年同期比6.7%減)、営業利益は2億8百万円(前年同期比21.6%増)となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期末の総資産残高は前連結会計年度末に比べ58億63百万円増加し、1,816億71百万円となりました。これは主に飯野ビル建替えによる建設仮勘定の増加と船舶の増加によるものです。

負債残高は前連結会計年度末に比べ82億65百万円増加し、1,306億78百万円となりました。これは主に飯野ビル建替えに伴う長期借入金の増加によるものです。

純資産残高は前連結会計年度末に比べ24億2百万円減少し、509億92百万円となりました。これは主に利益剰余金の減少によるものです。

以上の結果、当第3四半期末の自己資本比率は27.8%、1株当たり純資産は473.16円となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、減価償却費等が税金等調整前四半期純損失を上回ったことにより23億79百万円のプラス(前年同期比19億82百万円の収入増)となりました。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、主に船舶の竣工により29億71百万円のマイナス(前年同期比13億92百万円の支出増)となりました。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、長短借入金の増加が長短借入金の減少や配当金の支払等を上回ったことにより1億73百万円のプラス(前年同期比7億21百万円の収入減)となりました。

以上の結果「現金及び現金同等物の四半期末残高」は、103億70百万円(前年同期比11億52百万円増)となりました。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (5) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、同業種あるいは異業種他社との提携や企業買収が、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の向上の実現に向けた有力な手段の一つとなり得ると認識しておりますが、そのような他社との提携や企業買収は、当事者同士が納得、合意した上で友好裡に進められてこそ、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の最大化の実現を図ることができるものであると考えております。また、大規模買付行為を受け入れるかどうかは、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には株主の皆様のご判断によるべきものであると考えます。

しかしながら、昨今、わが国においても敵対的な企業買収の動きが活発化してきております。当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させる買収提案が経営者の保身目的で妨げられてはならないことは当然のことであり、また、当社取締役会の同意を得ない買収提案が必ずしも当社の企業価値を損ない株主の皆様の共同の利益を害するものであるとは限らないものの、このような敵対的な企業買収の中には、株主の皆様に対して当該企業買収に関する十分な情報が提供されず株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該企業買収の条件・方法等について検討し、また当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間を確保することができないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう企業買収もあり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保し又は向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。したがって、上記のような企業買収に該当する行為等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

### 2. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、下記①の中期経営計画等による企業価値向上への取組み及び下記②のコーポレート・ガバナンス(企業統治)に関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンス(企業統治)の充実のための取組みを実施しております。

#### ①中期経営計画等による企業価値向上への取組み

当社は、平成16年度から平成18年度において「2007年にいたる飯野価値創造計画」、いわゆる「IVC07」を遂行してまいりました。その結果、実績数値が当初計画数値を各年度ともに大幅に上回っただけでなく、計画期間の各年初において当初計画数値を上方修正して設定した修正目標値をも上回りました。

さらに、当社は、平成19年5月10日に、5カ年間の中期経営計画「ISG12 (Iino's Strategic Growth Plan to 2012)」(平成19年4月～平成24年3月)を策定し、企業価値向上への事業基盤整備を継続的に進めております。

中期経営計画「ISG12」において目指すものは「永続的な成長企業」であり、その達成度を測るためにROE10%の維持を目標といたしました。目標達成のため、海運業におきましては、これまでの業績の牽引役であるケミカル船部門における更なる飛躍と安定収益部門への成長、ガス輸送部門における積極的取組み、また、不動産部門におきましては、安定収益の柱をより強固にするため、飯野ビルの建替えを実施しております。経営資源は、これらの重点戦略3部門に加え、船舶等の安全品質管理体制強化に積極的に投入いたします。特に船舶管理部門におきましては、「海技者の育成」と「外国人船員の有効活用」に注力し、船舶の安全を確保し信用力を高めるとともに顧客満足度の向上を目指します。

これらの中期経営計画「ISG12」の実行と更なる成長への基盤を整備するために、「組織力と個人の力を強化」し、意欲と能力を不断に引き出す環境の整備に努めるとともに、社会からの様々な要請(CSR、企業統治)に応える体制を自律的に整備強化いたします。

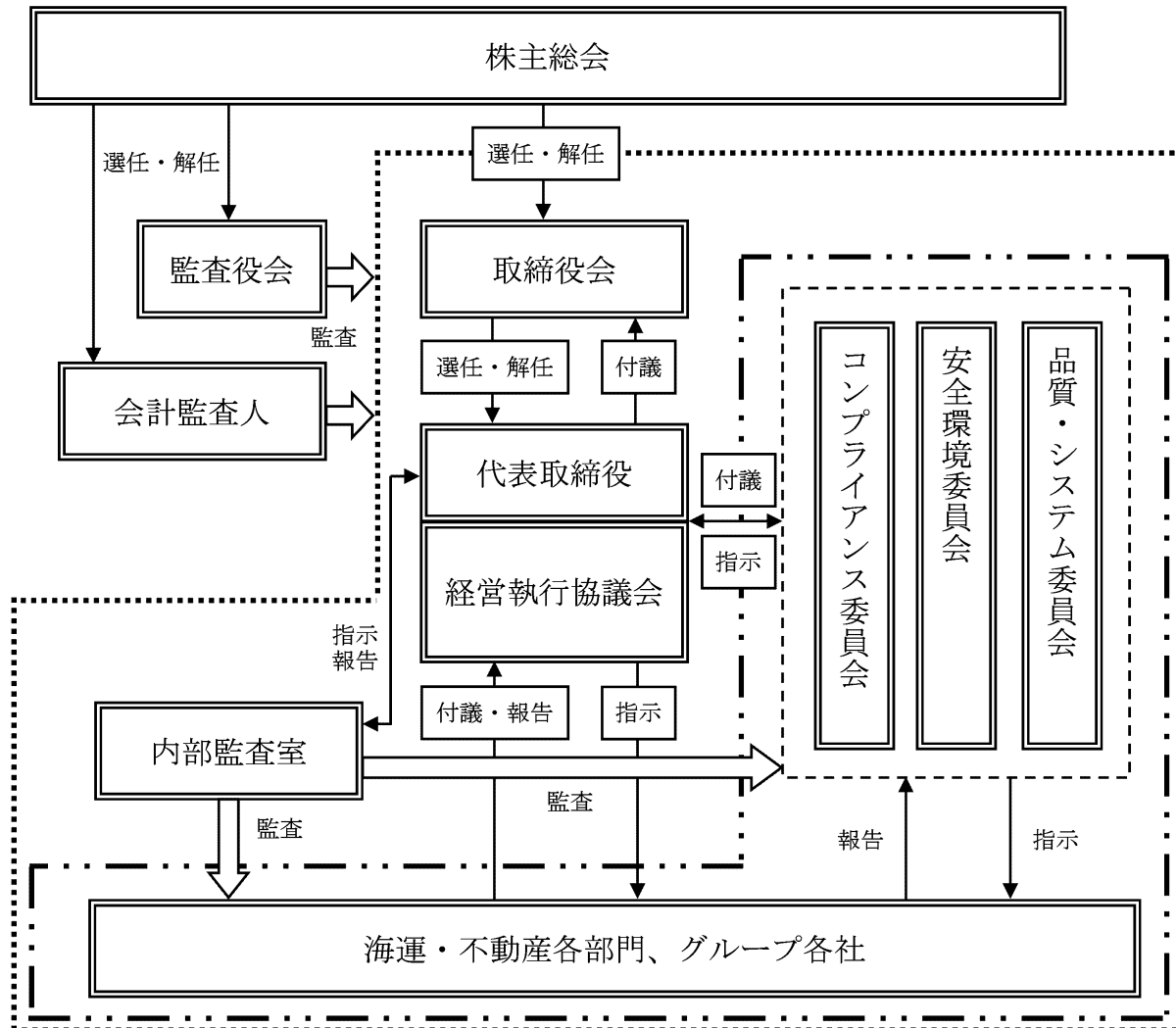
なお、当社は、世界経済の動向、為替、燃料油価格及び船舶経費等の経営環境の変動を踏まえ、平成21年4月30日に、平成22年3月期以降の中期経営計画「ISG12」における数値目標の見直しを行いました。その内容につきましては、第118期有価証券報告書の第2 事業の状況 3 対処すべき課題 (3)中長期的な会社の経営戦略、目標とする経営指標及び対処すべき課題の(中期経営計画ISG12期間内における修正後数値目標)をご参照下さい。



②コーポレート・ガバナンスの状況

ア. コーポレート・ガバナンス(企業統治)に関する基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンス(企業統治)を「企業を構成する様々な主体(ステークホルダー)間の利害を調整し、効率的な企業活動を実現する為の枠組み」と考えております。そのため、取締役会をはじめとする各経営組織における意思決定及び業務の執行については、法の定める趣旨に加えて、株主、従業員及びその他のステークホルダーとの関係に配慮し、常に最良の経営成果をあげられるよう不断の努力を重ねております。



#### イ. コーポレート・ガバナンス(企業統治)に関する施策の実施状況

- 1) 当社は、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行うために原則として毎月1回定例取締役会を開催し、また社外監査役2名と社内監査役2名で構成される定例監査役会を原則として毎月1回開催しますとともに、会計監査人、監査役、代表取締役社長直属の内部監査室が相互に連携して監査にあたる所謂三様監査体制をとっております。
- 2) 業務執行に関しては、取締役及び常勤監査役により構成される経営執行協議会を毎週開催し、取締役会に付議又は報告される事項の審議、代表取締役や業務執行取締役の業務執行に関する重要事項の審議、経営に関する意見交換及び情報交換を行っております。
- 3) 当社グループにおきましては業務の適正を図るべく次の通りリスク管理体制を構築しております。
  - (i) 取締役・使用人の職務の執行に係るコンプライアンスに関しましては「行動憲章」及び「コンプライアンス規程」をコンプライアンス体制の基礎とし、「コンプライアンス委員会」においてコンプライアンスに関する政策立案とその推進を図っております。チーフコンプライアンスオフィサーは内部監査室及び監査役と連携してコンプライアンスに関する業務を指揮し、役職員は法令違反等に関する報告義務及び内部警報連絡義務を負っております。
  - (ii) 当社グループの業務執行に関する船舶・建物における重大な事故・事件等によるリスクにつきましては、「安全環境委員会規程」に基づき設置された「安全環境委員会」において、当社グループの安全及び環境に関する政策立案並びにその推進を行うとともに、予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。
  - (iii) システム及び事務に関するリスクにつきましては、「品質・システム委員会規程」に基づき設置された「品質・システム委員会」において、当社グループのシステム及び事務に関する政策立案並びにその推進を行うとともに、システムダウン等に係る予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。
  - (iv) さらに、不測の事故、特に油濁等の環境汚染や、人命・財産に係る重大な事故・事件が発生した場合等の緊急時においては、「危機管理基本規程」及び「災害対策基本規程」に基づき代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、危機管理に当たります。
  - (v) 取締役・使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理につきましては、「文書保存規程」、「文書管理基本方針書」、「文書管理実施規程書」及び「情報セキュリティ基本規程」等の社内諸規定に基づき、管理責任者を定めて適切に保存し管理する体制をとっております。
  - (vi) 当社グループ全体のリスク管理体制につきましては、グループ各社社長も構成メンバーとする当社グループの横断的組織である「コンプライアンス委員会」、「安全環境委員会」及び「品質・システム委員会」からなる三委員会体制に基づき、当社グループ全体のリスク管理の徹底を図っております。

#### 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年5月10日開催の当社取締役会において、平成19年6月28日開催の当社第116期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、当社の株券等の大規模買付行為(下記①において定義されます。)に関する概ね下記の内容の対応方針(以下「本方針」といいます。)を導入することを決定し、また、本方針の導入については上記定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決頂いております。なお、当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役からも、本方針に賛成する旨の意見を頂いております。また、本四半期報告書提出時におきましては特定の第三者より当社取締役会に対して当社の株式の大規模買付行為に該当する行為に関する提案がなされている事実はありません。平成21年9月30日現在の当社の大株主の状況につきましては、第119期第2四半期報告書の第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 大株主の状況をご参照下さい。また、第3四半期会計期間における大株主の異動につきましては、本四半期報告書の第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 大株主の状況をご参照ください。

本方針の内容の詳細については、当社ホームページ

([http://www.iino.co.jp/kaiun/ir/pdf/release/topics66\\_2.pdf](http://www.iino.co.jp/kaiun/ir/pdf/release/topics66_2.pdf))をご参照下さい。

なお、平成21年6月25日開催の当社取締役会において、本方針の継続を承認する旨の決議がなされております。

## ①本方針の対象となる行為

本方針は、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社の株券等の買付行為、又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社の株券等の買付行為(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。以下「大規模買付行為」といいます。なお、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)を対象としております。

(注1) 「特定株主グループ」とは、(i)①当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。)の保有者(同項に規定する保有者をいい、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。)及び②その共同保有者(同条第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項本文に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。)、並びに、(ii)①当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下別段の定めがない限り同じです。)を行う者及び②その特別関係者(同条第7項に規定する特別関係者をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。)を意味します。

(注2) 「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。))も計算上考慮されるものとします。以下別段の定めがない限り同じです。)、又は、(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同条第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。)の合計をいいます。

## ②大規模買付ルールの設定

大規模買付者に従って頂く大規模買付ルールは次のとおりです。

## ア. 「大規模買付意向表明書」の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役に対して、本方針に定められた手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した「大規模買付意向表明書」を提出して頂きます。

## イ. 「大規模買付情報」の提供

上記ア.の「大規模買付意向表明書」をご提出頂いた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社代表取締役に対して、大規模買付行為に関する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)を提出して頂きます。

まず、当社は、「大規模買付意向表明書」をご提出頂いた日から5営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為の目的、方法及び内容等の大規模買付者に提出して頂くべき情報を記載した「提出情報リスト」を発送いたしますので、大規模買付者には、かかる提出情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役提出して頂きます。

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を株主の皆様に開示いたします。

また、当社は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、その旨を大規模買付者に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

#### ウ. 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度に応じて、60日間又は90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、大規模買付行為の提案に対し、取締役会評価期間中に当社が代替案を提示し、且つ、当社取締役会が株主の皆様へ大規模買付行為の提案と当社が提示する代替案とのいずれかを選択して頂くことが適切であると判断した場合には、大規模買付行為の開始の前後を問わず、株主の皆様の意思を問うために、当社株主総会を招集することもあり得ます。

#### ③大規模買付行為がなされた場合における対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会は、必要且つ相当な対抗措置を講じることといたします。

これに対して、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。但し、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである場合、いわゆるグリーンメイラーであると判断される場合、大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買取等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様へ当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、必要且つ相当な対抗措置を講じることがあります。

なお、本方針における対抗措置としては、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てその他法令及び当社の定款上認められる手段を想定しております。当社が大規模買付行為に対する具体的な対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合には、株主の皆様に対し、その所有する当社の普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをいたします。そして、本新株予約権については、当社の株券等の大量保有者等は非適格者として行使することができない旨の差別的行使条件を定めることを予定しております。また、当社は、上記非適格者以外の株主の皆様が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき当社の普通株式1株を交付することができる旨の差別的取得条項を定めることを予定しております。

#### ④本方針の合理性・公正性を担保するための制度・手続

##### ア. 特別委員会の設置及び諮問等の手続

当社は、当社取締役会による判断の合理性・公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。特別委員会の委員は3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものといたします。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役2名を含む当社監査役全員の賛成を得た上で発動の決議をすることといたします。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要且つ十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討をした上で、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものいたします。

イ. 本方針の導入に関する株主の皆様の意思の確認

本方針の導入については、上記定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決頂いております。

ウ. 本方針の有効期間、廃止及び変更

本方針の有効期間は、平成22年6月に開催予定の当社第119期定時株主総会の終結時までとなっております。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は②当社取締役会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止又は変更されるものとします。また、③平成20年以降毎年の定時株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本方針はその時点で廃止されるものとします。

⑤株主・投資家の皆様に与える影響

ア. 本方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本方針がその導入時に株主及び投資家の皆様に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

イ. 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定していません。

なお、当社取締役会が、対抗措置の発動の中止又は撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定していません。

4. 上記2. の取組みについての当社取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を向上させるための取組みとして、上記2. の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記1. の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記2. の取組みは上記1. の基本方針に沿うものであり、株主の皆様との共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

#### 5. 上記3. の取組みについての当社取締役会の判断

上記3. の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、上記3. の取組みは、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、上記1. の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記3. の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めるために導入されるものです。さらに、上記3. の取組みにおいては、株主意思の重視(株主総会決議による導入及びサンセット条項)、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記3. の取組みの合理性・公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記3. の取組みは上記1. の基本方針に沿うものであり、株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

#### (6) 研究開発活動

記載すべき事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

##### ① 提出会社

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

##### ② 国内連結子会社

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

##### ③ 在外連結子会社

当第3四半期連結会計期間において、下記の船舶を取得しております。

セグメントの名称	隻数	帳簿価額 (百万円)	載貨重量吨数 (K/T)
海運業	1	5,015	33,526

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

当第3四半期連結会計期間において、下記の船舶を売却いたしました。

セグメントの名称	隻数	帳簿価額 (百万円)	載貨重量吨数 (K/T)
海運業	1	1,279	19,477

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末での計画に当第3四半期連結会計期間において新たに策定したものを加えた、当第3四半期連結会計期間末における重要な設備の新設及び除却等の計画は以下のとおりです。

##### ① 重要な設備の新設等

##### (イ) 建造中及び取得予定の船舶

事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	投資の予定額 (百万円)		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力 (重量吨数(K/T))
		総額	既支払額		着手(起工)	完了(竣工)	
海運業	船舶	33,400	4,314	自己資金及び 借入金	平成21年12月 ～ 平成23年10月	平成22年6月 ～ 平成24年6月	196,000

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(注) 2 前四半期連結会計期間末に計画しておりました重要な設備の新設のうち、(1) 主要な設備の状況③ 在外連結子会社の船舶1隻を平成21年10月に取得しております。

##### (ロ) 建設中の建物

事業の種類別 セグメント の名称	所在地	事業名	設備の内容	投資予定 額総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達 方法	着手及び完了予定	
							着手	完了
不動産業	東京都 千代田区	(仮)新飯野ビル (第1期)	賃貸ビル 建物	44,000	8,758	自己資金及び 借入金	平成21年 3月	平成23年 6月
不動産業	東京都 千代田区	(仮)新飯野ビル (第2期)	敷地北側地下街区 及び公開空地	2,000	—	自己資金及び 借入金	平成25年11 月	平成26年 11月

②重要な設備の売却等

売却予定の船舶

事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	第3四半期連結会計期間末帳簿額 (百万円)	売却予定時期	重量吨数 (K/T)
海運業	船舶	13,587	平成21年度～平成22年度	241,011

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(注) 2 前四半期連結会計期間末に計画しておりました重要な設備の売却等のうち、(1)主要な設備の状況③在外連結子会社の船舶1隻を平成21年11月に売却しております。

(注) 3 上記の(2)設備の新設、除却等の計画②重要な設備の売却等のうち、以下の船舶を第3四半期期末日後に売却しております。

セグメントの名称	隻数	帳簿価額 (百万円)	載貨重量吨数 (K/T)
海運業	2	4,486	125,757



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	440,000,000
計	440,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成22年2月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	111,075,980	111,075,980	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	111,075,980	111,075,980	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	—	111,075	—	13,092	—	6,233

#### (5)【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、以下のとおり、大株主上位10名（自己株式を除く）に異動が生じております。

##### ①大株主上位10名に該当することとなった会社

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505041 (常任代理人 香港 上海銀行東京支店)	1 2 NICHOLAS LANE LONDON EC 4 N 7 BN U. K. (中央区日本橋 3丁目11番1号)	3,215	2.89

(注) 所有株式数は、千株未満を切捨てております。

②大株主上位10名に該当しないこととなった会社

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）（東京都中央区晴海1丁目8番11号）

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 4,415,500	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 106,509,700	1,065,097	同上
単元未満株式	普通株式 150,780	—	同上
発行済株式総数	111,075,980	—	—
総株主の議決権	—	1,065,097	—

（注）「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式33株が含まれております。

②【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 飯野海運株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号	4,415,500	—	4,415,500	3.97
計	—	4,415,500	—	4,415,500	3.97

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	523	560	642	572	542	486	465	450	428
最低（円）	435	469	549	471	479	421	403	379	379

（注）株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の様動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受け、当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結損益計算書】  
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
売上高	75,000	57,425
売上原価	59,245	49,747
売上総利益	15,754	7,679
販売費及び一般管理費	※1 5,221	※1 4,849
営業利益	10,533	2,830
営業外収益		
受取利息	161	55
受取配当金	192	207
為替差益	—	203
持分法による投資利益	608	—
その他営業外収益	83	154
営業外収益合計	1,044	619
営業外費用		
支払利息	1,958	2,094
為替差損	422	—
持分法による投資損失	—	239
その他営業外費用	89	36
営業外費用合計	2,468	2,370
経常利益	9,108	1,079
特別利益		
固定資産売却益	1,489	54
特別修繕引当金戻入額	79	—
貸倒引当金戻入額	—	0
債務免除益	—	46
特別利益合計	1,568	100
特別損失		
固定資産売却損	11	44
建替関連損失	618	1,030
投資有価証券売却損	—	1
投資有価証券評価損	744	0
販売用不動産評価損	76	—
固定資産除却損	5	3
ゴルフ会員権評価損	1	—
その他特別損失	—	229
特別損失合計	1,454	1,307
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	9,223	△129
法人税等	3,598	1,009
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△5	65
四半期純利益又は四半期純損失(△)	5,630	△1,203

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	23,778	19,626
売上原価	19,083	17,312
売上総利益	4,695	2,314
販売費及び一般管理費	※1 1,704	※1 1,562
営業利益	2,991	751
営業外収益		
受取利息	42	15
受取配当金	71	64
為替差益	—	180
持分法による投資利益	243	—
その他営業外収益	50	1
営業外収益合計	405	260
営業外費用		
支払利息	684	690
為替差損	417	—
持分法による投資損失	—	211
その他営業外費用	13	6
営業外費用合計	1,114	908
経常利益	2,282	104
特別利益		
貸倒引当金戻入額	—	0
特別利益合計	—	0
特別損失		
固定資産売却損	39	44
建替関連損失	94	1,030
投資有価証券評価損	744	0
固定資産除却損	0	2
ゴルフ会員権評価損	1	—
その他特別損失	—	229
特別損失合計	877	1,306
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	1,405	△1,202
法人税等	548	599
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△0	10
四半期純利益又は四半期純損失(△)	857	△1,811

## (2) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	9,850	11,087
受取手形及び売掛金	4,298	5,033
貯蔵品	2,375	1,325
商品	42	46
販売用不動産	276	276
繰延及び前払費用	1,623	1,630
繰延税金資産	117	599
その他流動資産	3,269	4,805
貸倒引当金	△14	△11
流動資産合計	21,836	24,790
固定資産		
有形固定資産		
船舶(純額)	77,668	76,599
建物及び構築物(純額)	12,196	12,658
土地	40,074	40,008
建設仮勘定	12,979	5,912
その他有形固定資産(純額)	262	325
有形固定資産合計	※1 143,179	※1 135,501
無形固定資産		
電話加入権	9	9
その他無形固定資産	846	858
無形固定資産合計	855	867
投資その他の資産		
投資有価証券	13,822	12,591
長期貸付金	124	117
その他長期資産	1,855	2,065
貸倒引当金	△0	△123
投資その他の資産合計	15,801	14,650
固定資産合計	159,835	151,018
資産合計	181,671	175,808

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	4,509	4,904
1年内償還予定の社債	300	1,100
短期借入金	19,922	21,579
未払費用	297	318
繰延税金負債	87	—
未払法人税等	77	299
前受金	2,018	2,128
賞与引当金	68	332
その他流動負債	2,028	1,838
流動負債合計	29,304	32,498
固定負債		
社債	850	200
長期借入金	90,755	82,037
退職給付引当金	1,484	1,500
役員退職慰労引当金	74	121
特別修繕引当金	653	656
受入敷金保証金	3,013	3,038
繰延税金負債	1,004	214
その他固定負債	3,540	2,150
固定負債合計	101,374	89,916
負債合計	130,678	122,413
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,092	13,092
資本剰余金	6,432	6,432
利益剰余金	32,393	35,035
自己株式	△2,302	△2,300
株主資本合計	49,614	52,258
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	222	△143
繰延ヘッジ損益	686	1,018
為替換算調整勘定	△55	△52
評価・換算差額等合計	853	823
少数株主持分	525	314
純資産合計	50,992	53,395
負債純資産合計	181,671	175,808

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	9,223	△129
減価償却費	6,596	7,695
持分法による投資損益(△は益)	△608	239
退職給付引当金の増減額(△は減少)	258	△15
受取利息及び受取配当金	△353	△262
支払利息	1,958	2,094
有形及び無形固定資産売却損益(△は益)	△1,478	△9
売上債権の増減額(△は増加)	137	734
仕入債務の増減額(△は減少)	△4,690	△395
その他	△1,357	△638
小計	9,687	9,314
利息及び配当金の受取額	436	260
利息の支払額	△1,973	△2,113
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△4,319	1,552
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,831	9,013
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形及び無形固定資産の取得による支出	△28,807	△17,674
有形及び無形固定資産の売却による収入	25,552	2,806
投資有価証券の取得による支出	△291	△924
その他	475	72
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,072	△15,720
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△6,646	△4,303
長期借入れによる収入	18,704	25,492
長期借入金の返済による支出	△8,838	△13,391
社債の発行による収入	—	1,000
社債の償還による支出	△50	△1,150
自己株式の売却による収入	2	0
自己株式の取得による支出	△1,834	△2
配当金の支払額	△1,718	△1,440
少数株主への配当金の支払額	△2	△4
リース債務の返済による支出	△91	△91
財務活動によるキャッシュ・フロー	△472	6,111
現金及び現金同等物に係る換算差額	△305	△121
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△19	△717
現金及び現金同等物の期首残高	9,237	11,087
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 9,218	※1 10,370



【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間から、CHEMROAD WING NAVIGATION S.A.は新設により連結の範囲に含めております。また、FORTUNE PANAMA S.A.は会社を清算したため連結の範囲から除いております。 第2四半期連結会計期間から、千代田石油(株)は会社を清算したため連結の範囲から除いております。 (2) 変更後の連結子会社の数 46社

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1. 棚卸資産の評価方法	棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して計算する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前四半期純損益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減した上で、法定実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)																								
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬及び従業員給与</td> <td>1,823百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>58百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>189百万円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td>780百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>184百万円</td> </tr> </table>	役員報酬及び従業員給与	1,823百万円	賞与引当金繰入額	58百万円	退職給付費用	189百万円	役員退職慰労引当金繰入額	22百万円	業務委託費	780百万円	減価償却費	184百万円	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬及び従業員給与</td> <td>1,802百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>47百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>60百万円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td>723百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>188百万円</td> </tr> </table>	役員報酬及び従業員給与	1,802百万円	賞与引当金繰入額	47百万円	退職給付費用	60百万円	役員退職慰労引当金繰入額	9百万円	業務委託費	723百万円	減価償却費	188百万円
役員報酬及び従業員給与	1,823百万円																								
賞与引当金繰入額	58百万円																								
退職給付費用	189百万円																								
役員退職慰労引当金繰入額	22百万円																								
業務委託費	780百万円																								
減価償却費	184百万円																								
役員報酬及び従業員給与	1,802百万円																								
賞与引当金繰入額	47百万円																								
退職給付費用	60百万円																								
役員退職慰労引当金繰入額	9百万円																								
業務委託費	723百万円																								
減価償却費	188百万円																								

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)																								
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬及び従業員給与</td> <td>610百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>58百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>81百万円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td>239百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>55百万円</td> </tr> </table>	役員報酬及び従業員給与	610百万円	賞与引当金繰入額	58百万円	退職給付費用	81百万円	役員退職慰労引当金繰入額	5百万円	業務委託費	239百万円	減価償却費	55百万円	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬及び従業員給与</td> <td>577百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>47百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td>235百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>64百万円</td> </tr> </table>	役員報酬及び従業員給与	577百万円	賞与引当金繰入額	47百万円	退職給付費用	22百万円	役員退職慰労引当金繰入額	4百万円	業務委託費	235百万円	減価償却費	64百万円
役員報酬及び従業員給与	610百万円																								
賞与引当金繰入額	58百万円																								
退職給付費用	81百万円																								
役員退職慰労引当金繰入額	5百万円																								
業務委託費	239百万円																								
減価償却費	55百万円																								
役員報酬及び従業員給与	577百万円																								
賞与引当金繰入額	47百万円																								
退職給付費用	22百万円																								
役員退職慰労引当金繰入額	4百万円																								
業務委託費	235百万円																								
減価償却費	64百万円																								

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																																																												
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、62,115百万円であります。</p> <p>2 偶発債務</p> <p>(1)保証債務</p> <table> <tr> <td>Lng Ebisu Shipping Corporation</td> <td>設備資金</td> <td>2,658百万円</td> </tr> <tr> <td>Tri-Tiger S.A</td> <td>"</td> <td>2,180百万円</td> </tr> <tr> <td>Jipro Shipping S.A.</td> <td>"</td> <td>1,846百万円</td> </tr> <tr> <td>Central Tanker S.A.</td> <td>"</td> <td>418百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>7,103百万円</td> </tr> </table> <p>(2)連帯債務</p> <table> <tr> <td>他の連帯債務者</td> <td>連帯債務額のうち他の連帯債務者負担</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本郵船(株)</td> <td>設備資金</td> <td>5,749百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)商船三井</td> <td>"</td> <td>4,715百万円</td> </tr> <tr> <td>川崎汽船(株)</td> <td>"</td> <td>1,938百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>12,402百万円</td> </tr> </table>	Lng Ebisu Shipping Corporation	設備資金	2,658百万円	Tri-Tiger S.A	"	2,180百万円	Jipro Shipping S.A.	"	1,846百万円	Central Tanker S.A.	"	418百万円	計		7,103百万円	他の連帯債務者	連帯債務額のうち他の連帯債務者負担		日本郵船(株)	設備資金	5,749百万円	(株)商船三井	"	4,715百万円	川崎汽船(株)	"	1,938百万円	計		12,402百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、58,747百万円であります。</p> <p>2 偶発債務</p> <p>(1)保証債務</p> <table> <tr> <td>Lng Ebisu Shipping Corporation</td> <td>設備資金</td> <td>2,769百万円</td> </tr> <tr> <td>Tri-Tiger S.A</td> <td>"</td> <td>2,391百万円</td> </tr> <tr> <td>Jipro Shipping S.A.</td> <td>"</td> <td>1,943百万円</td> </tr> <tr> <td>Central Tanker S.A.</td> <td>"</td> <td>458百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>7,561百万円</td> </tr> </table> <p>(2)連帯債務</p> <table> <tr> <td>他の連帯債務者</td> <td>連帯債務額のうち他の連帯債務者負担</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本郵船(株)</td> <td>設備資金</td> <td>9,382百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)商船三井</td> <td>"</td> <td>7,695百万円</td> </tr> <tr> <td>川崎汽船(株)</td> <td>"</td> <td>3,162百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>20,240百万円</td> </tr> </table>	Lng Ebisu Shipping Corporation	設備資金	2,769百万円	Tri-Tiger S.A	"	2,391百万円	Jipro Shipping S.A.	"	1,943百万円	Central Tanker S.A.	"	458百万円	計		7,561百万円	他の連帯債務者	連帯債務額のうち他の連帯債務者負担		日本郵船(株)	設備資金	9,382百万円	(株)商船三井	"	7,695百万円	川崎汽船(株)	"	3,162百万円	計		20,240百万円
Lng Ebisu Shipping Corporation	設備資金	2,658百万円																																																											
Tri-Tiger S.A	"	2,180百万円																																																											
Jipro Shipping S.A.	"	1,846百万円																																																											
Central Tanker S.A.	"	418百万円																																																											
計		7,103百万円																																																											
他の連帯債務者	連帯債務額のうち他の連帯債務者負担																																																												
日本郵船(株)	設備資金	5,749百万円																																																											
(株)商船三井	"	4,715百万円																																																											
川崎汽船(株)	"	1,938百万円																																																											
計		12,402百万円																																																											
Lng Ebisu Shipping Corporation	設備資金	2,769百万円																																																											
Tri-Tiger S.A	"	2,391百万円																																																											
Jipro Shipping S.A.	"	1,943百万円																																																											
Central Tanker S.A.	"	458百万円																																																											
計		7,561百万円																																																											
他の連帯債務者	連帯債務額のうち他の連帯債務者負担																																																												
日本郵船(株)	設備資金	9,382百万円																																																											
(株)商船三井	"	7,695百万円																																																											
川崎汽船(株)	"	3,162百万円																																																											
計		20,240百万円																																																											

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在) (百万円)	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 9,218	現金及び預金勘定 9,850
預入期間が3か月を超える定期預金 -	その他(現先)勘定に 含まれる現金同等物 520
現金及び現金同等物 9,218	現金及び現金同等物 10,370

## (株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

- 発行済株式の種類及び総数  
普通株式(株) 111,075,980
- 自己株式の種類及び株式数  
普通株式(株) 4,415,533
- 新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。
- 配当に関する事項  
(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	800	7.5	平成21年3月31日	平成21年6月26日	利益剰余金
平成21年10月29日 取締役会	普通株式	640	6.0	平成21年9月30日	平成21年11月30日	利益剰余金

- 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの  
該当事項はありません。

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	海運業 (百万円)	不動産業 (百万円)	流通小売業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	22,102	1,347	328	23,778	-	23,778
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	8	78	86	(86)	-
計	22,102	1,355	407	23,864	(86)	23,778
営業利益	2,811	171	8	2,991	(0)	2,991

## (注) 1. 事業区分の方法

当社の事業区分の方法は、日本標準産業分類を基準として、海運業、不動産業及び流通小売業にセグメンテーションしております。

## 2. 各事業区分の主要な事業内容

事業区分	主要な事業の内容
海運業	外航貨物運送、内航貨物運送、船舶貸渡及び船舶管理業
不動産業	不動産の賃貸、管理、建設業及びフォト・スタジオの運営
流通小売業	ガソリン等の石油類販売

当第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	海運業 (百万円)	不動産業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	18,362	1,264	19,626	-	19,626
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	4	0	4	(4)	-
計	18,366	1,264	19,629	(4)	19,626
営業利益	543	208	751	(0)	751

## (注) 1. 事業区分の方法

当社の事業区分の方法は、日本標準産業分類を基準として、海運業及び不動産業にセグメンテーションしております。

## 2. 事業区分の方法の変更

第1四半期連結会計期間から、流通小売業を営む主な関係会社である千代田石油㈱が解散したことに伴い、流通小売業セグメントを廃止しております。

なお、従来流通小売業として把握していた第3四半期連結会計期間の売上高及び営業利益は海運業セグメントに含んでおります。この変更による影響は軽微であります。

## 3. 各事業区分の主要な事業内容

事業区分	主要な事業の内容
海運業	外航貨物運送、内航貨物運送、船舶貸渡及び船舶管理業
不動産業	不動産の賃貸、管理、建設業及びフォト・スタジオの運営

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	海運業 (百万円)	不動産業 (百万円)	流通小売業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	69,666	4,188	1,145	75,000	-	75,000
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	22	177	200	(200)	-
計	69,666	4,210	1,323	75,199	(200)	75,000
営業利益又は営業損失(△)	9,897	636	△0	10,533	(0)	10,533

(注) 1. 事業区分の方法

当社の事業区分の方法は、日本標準産業分類を基準として、海運業、不動産業及び流通小売業にセグメンテーションしております。

2. 各事業区分の主要な事業内容

事業区分	主要な事業の内容
海運業	外航貨物運送、内航貨物運送、船舶貸渡及び船舶管理業
不動産業	不動産の賃貸、管理、建設業及びフォト・スタジオの運営
流通小売業	ガソリン等の石油類販売

当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	海運業 (百万円)	不動産業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	53,484	3,941	57,425	-	57,425
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	12	0	12	(12)	-
計	53,496	3,941	57,437	(12)	57,425
営業利益	2,300	529	2,830	(0)	2,830

(注) 1. 事業区分の方法

当社の事業区分の方法は、日本標準産業分類を基準として、海運業及び不動産業にセグメンテーションしております。

2. 事業区分の方法の変更

第1四半期連結会計期間から、流通小売業を営む主な関係会社である千代田石油㈱が解散したことに伴い、流通小売業セグメントを廃止しております。

なお、従来流通小売業として把握していた第3四半期連結累計期間の売上高及び営業利益は海運業セグメントに含んでおります。この変更による影響は軽微であります。

3. 各事業区分の主要な事業内容

事業区分	主要な事業の内容
海運業	外航貨物運送、内航貨物運送、船舶貸渡及び船舶管理業
不動産業	不動産の賃貸、管理、建設業及びフォト・スタジオの運営

**【所在地別セグメント情報】**

前第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）並びに前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）全セグメントの売上高の合計に占める在外子会社の割合が10%未満のため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	北米	中近東	アジア・ オセアニア	その他の地域	連結
I 海外売上高(百万円)	850	6,632	6,659	5,182	19,323
II 連結売上高(百万円)					23,778
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	3.6	27.9	28.0	21.8	81.3

当第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	北米	中近東	アジア・ オセアニア	その他の地域	連結
I 海外売上高(百万円)	723	7,091	4,201	3,992	16,006
II 連結売上高(百万円)					19,626
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	3.7	36.1	21.4	20.3	81.6

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	北米	中近東	アジア・ オセアニア	その他の地域	連結
I 海外売上高(百万円)	4,252	23,064	20,118	13,118	60,552
II 連結売上高(百万円)					75,000
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	5.7	30.8	26.8	17.4	80.7

当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	北米	中近東	アジア・ オセアニア	その他の地域	連結
I 海外売上高(百万円)	2,419	21,193	12,804	9,696	46,112
II 連結売上高(百万円)					57,425
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	4.2	36.9	22.3	16.9	80.3

(注) 1. 海外売上高は、当社及び本国に所在する連結子会社の外航海運売上高並びに本国以外の国に所在する連結子会社の売上高の合計額(セグメント間の内部売上高を除く。)であります。

2. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

3. 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) 中近東……………サウジアラビア、オマーン 他

(3) アジア・オセアニア……豪州、マレーシア、インドネシア、インド 他

(4) その他の地域……………欧州、アフリカ 他

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	473.16円	1株当たり純資産額	497.64円

## 2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	51.45円	1株当たり四半期純損失金額(△)	△11.28円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	5,630	△1,203
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	5,630	△1,203
期中平均株式数(千株)	109,429	106,664

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	7.85円	1株当たり四半期純損失金額(△)	△16.98円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	857	△1,811
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	857	△1,811
期中平均株式数(千株)	109,156	106,663

## (重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間末日後に、連結子会社にて保有する船舶2隻について売却し引渡しをいたしました。また、当第3四半期連結会計期間末日後に、連結子会社にて保有する船舶1隻について売却の意思決定を行い第4四半期中に引渡しが完了する見込みであります。これらによる固定資産売却損益を第4四半期におきまして計上する予定であり、これにより税金等調整前当期純利益が727百万円増加する見込みであります。

## (リース取引関係)

該当事項はありません。



## 2 【その他】

平成21年10月29日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………640百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………6円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成21年11月30日

(注) 平成21年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月10日

飯野海運株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大杉秀雄 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野口和弘 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林一樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている飯野海運株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、飯野海運株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

飯野海運株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 金塚厚樹 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 川瀬洋人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている飯野海運株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、飯野海運株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、当第3四半期連結会計期間末日後に、連結子会社にて保有する船舶2隻について売却し引渡しを行った。また、当第3四半期連結会計期間末日後に、連結子会社にて保有する船舶1隻について売却の意思決定を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。